

平成29年度 地域防災計画 の修正について

茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課

1. 計画修正の考え

2. 平成29年度の主な修正内容

(1) 各計画に共通する主な修正

(2) 地震災害対策計画の主な修正

(3) 風水害対策計画、特殊災害対策計画の主な修正

1. 計画修正の考え

近年の地震災害、台風や洪水等による風水害や土砂災害を踏まえ行われた、災害対策基本法や水防法の改正、具体的な災害事例を踏まえてまとめられた報告やガイドライン、各防災関係機関の取組等を踏まえ、地域の防災対策をより一層推進するため、茅ヶ崎市地域防災計画の修正を行います。

2. 平成29年度の主な修正内容

- (1) 各計画に共通する主な修正
- (2) 地震災害対策計画の主な修正
- (3) 風水害対策計画、特殊災害対策計画
の主な修正

(1) 各計画に共通する主な修正

- ア 災害対策基本法の改正に伴う修正
- イ 防災基本計画の修正に伴う修正
- ウ 避難勧告等に関するガイドラインに基づく修正
- エ 防災会議委員の充実に伴う修正
- オ 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について(報告)」を踏まえた修正
- カ その他、市の組織体制、防災関係機関からの意見、時点修正等

(1) 各計画に共通する主な修正

ア 災害対策基本法の改正に伴う修正

○指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

災害の危険が切迫した場合に**緊急的に身を守るために避難する場所**（指定緊急避難場所）と、被災者が**一定期間滞在して避難生活を送るための場所**（指定避難所）を区別して指定し、ハザードマップ等で周知することとするを追加。

- ・ 指定緊急避難場所：災害の種別（洪水、土砂災害、大規模な火事等）ごとに指定
- ・ 指定避難所：災害対策地区防災拠点となる公立小中学校（32校）



(1) 各計画に共通する主な修正

ア 災害対策基本法の改正に伴う修正

○広域一時滞在の協議（他市町村への避難）

市域を越えた避難が必要な際に、法第86条の8第1項に基づき、住民の受け入れについて他市町村長に協議する旨を追加。



湘南広域都市行政協議会
シンボルマーク

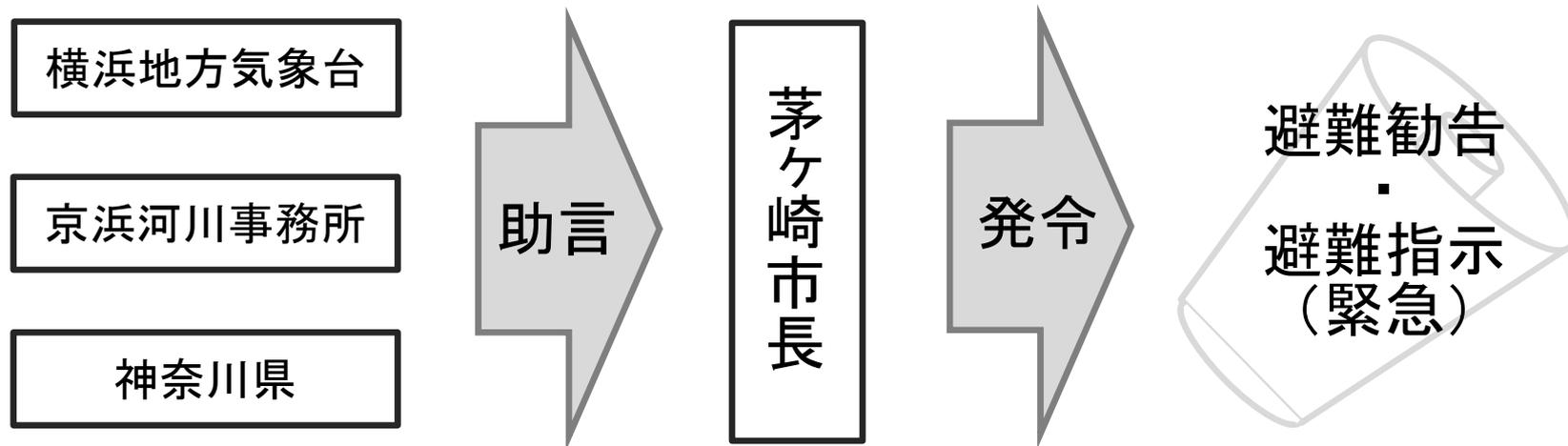
茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町により構成される湘南広域都市行政協議会において、平成29年度の取組のひとつとして、2市1町の防災主管課で、広域一時滞在のマニュアルを作成中。

(1) 各計画に共通する主な修正

ア 災害対策基本法の改正に伴う修正

○防災関係機関への助言の求め

市長が避難勧告等を発令するにあたり、防災関係機関に助言を求めることを追加。



(1) 各計画に共通する主な修正

ア 災害対策基本法の改正に伴う修正

○緊急車両の通行ルート確保のための措置

道路管理者が、緊急車両の妨げとなる車両の運転手等に車両の移動を命じることを追加。



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

出典：内閣府HP

イ 防災基本計画の修正に伴う修正

○物資輸送の円滑化

市は、救援物資を円滑かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設等について、物資の搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、搬送車両の待機場所等の検証する旨を追加。



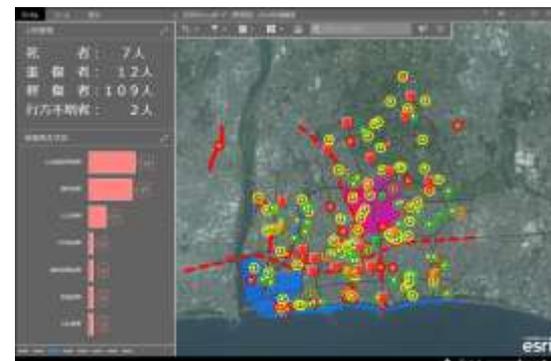
出典：内閣府HP

(1) 各計画に共通する主な修正

イ 防災基本計画の修正に伴う修正

○ ICTの活用

市は、応急対策活動に係わる関係者間で、災害状況の認識の統一を図り、組織的かつ効率的に応急対策活動を進めるために、災害情報を集約し関係者間で共有することができる体制を整備する旨を追加。



(1) 各計画に共通する主な修正

イ 防災基本計画の修正に伴う修正

○避難情報の名称変更

平成28年台風第10号による水害で、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことを踏まえた避難情報の名称変更を反映した。

(変更前)

(変更後)

- ・ 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
- ・ 「避難勧告」 → 「避難勧告」
- ・ 「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」

(1) 各計画に共通する主な修正

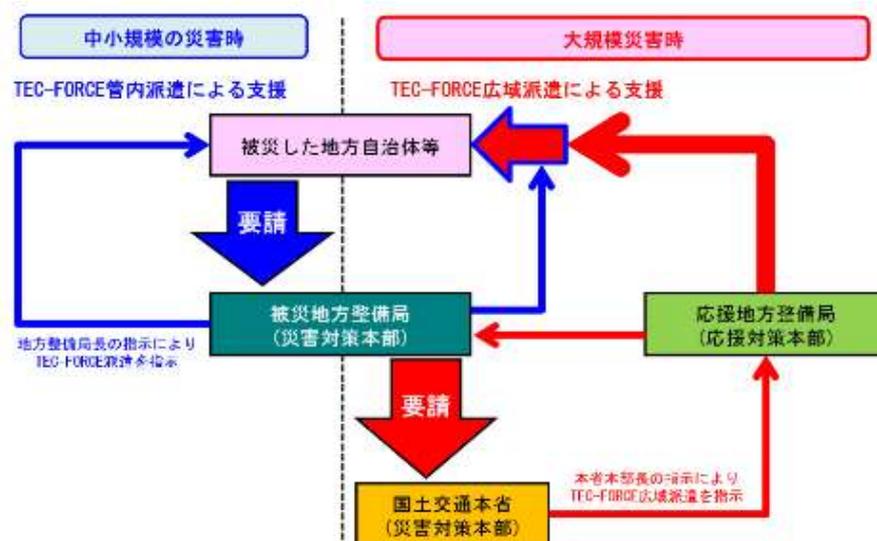
イ 防災基本計画の修正に伴う修正

○緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の受入

広域応援部隊のひとつとして、近年の災害で発災直後より迅速に道路や河川の復旧を進める国土交通省の緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を追加。



出典：国土交通省HP



図：緊急災害派遣隊の要請の流れ

(1) 各計画に共通する主な修正

ウ 避難勧告等に関するガイドラインに基づく修正

○洪水、土砂災害、津波の避難勧告等の発令の考え方

避難勧告等の発令時の避難行動の基本的な考え方、災害の種類ごとの避難勧告等の発令基準について、ガイドラインをもとに修正、追加。



(1) 各計画に共通する主な修正

エ 防災会議委員の充実に伴う修正

○各対策項目の充実

新たな防災会議委員の機関の災害に係る取組を追加。

<新たに追加した取組例>

- ・ 横浜国道事務所：電線類の地中化、道路の応急復旧、街路樹の風害対策等
- ・ 京浜河川事務所：洪水情報の配信等、河川等の共同点検、大規模氾濫減災協議会の運営等
- ・ 横浜地方気象台：気象情報の提供等、大規模氾濫減災協議会への参画等

(1) 各計画に共通する主な修正

オ 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策のあり方について(報告)」を踏まえた修正

○指定管理者との役割分担の明確化

熊本地震の際、関係者間の連携の不足に伴う課題のひとつとして行政と指定管理者の役割分担が共有されていなかったことがありました。そこで、指定管理者と役割を確認することを追加しました。



出典：内閣府HP

(1) 各計画に共通する主な修正

カ その他、市の組織体制、防災関係機関からの意見、時点修正等

○市の保健所政令市移行に伴う業務分担の変更

これまで県の茅ヶ崎保健福祉事務所が担っていた役割を市に改めるとともに、組織改正による業務移管を踏まえ、災害時の役割を変更しました。

<主な変更>

- ・ 医療救護対策 : 保健福祉部 (福祉部) → 保健所部
- ・ 保健師の運用調整 : 保健福祉部 (福祉部) → 保健所部
- ・ 多数遺体対策 : 環境部 → 保健所部
- ・ ペット対策 : 環境部 → 保健所部

ア 南海トラフ地震対策特別措置法の施行に伴う修正

○南海トラフ地震防災対策推進計画の作成

法第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域内の防災会議が作成する計画。津波からの防護、円滑な避難の確保等、地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

■南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



(2) 地震災害対策計画の主な修正

■本市の南海トラフ地震による被害想定

※ () 内は他地震による本市の最大被害

- 最大震度 : 6弱 (7)
- 最大津波高 : 5m (9.6m)
- 最短津波到達時間 : 26分 (5分)
- 浸水面積 : 20ha

いずれも本市の想定地震災害の最大ではないため、基本的に地震災害対策計画を準用する内容。

(3) 風水害対策計画等の主な修正

- ア 水防法等の改正（平成27年）に伴う修正
- イ 水防法等の改正（平成29年）に伴う修正
- ウ 神奈川県地域防災計画（風水害対策計画）の修正に伴う修正
※内容はLアラートの活用（省略）
- エ 平成28年台風第10号災害を踏まえた修正
※内容は再掲のため省略
- オ その他風水害対策計画に係る修正
- カ 特殊災害対策計画に係る修正

ア 水防法等の改正(平成27年)に伴う修正

○洪水予報河川、水位周知河川等の指定

洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸の規定及び指定状況を追加しました。

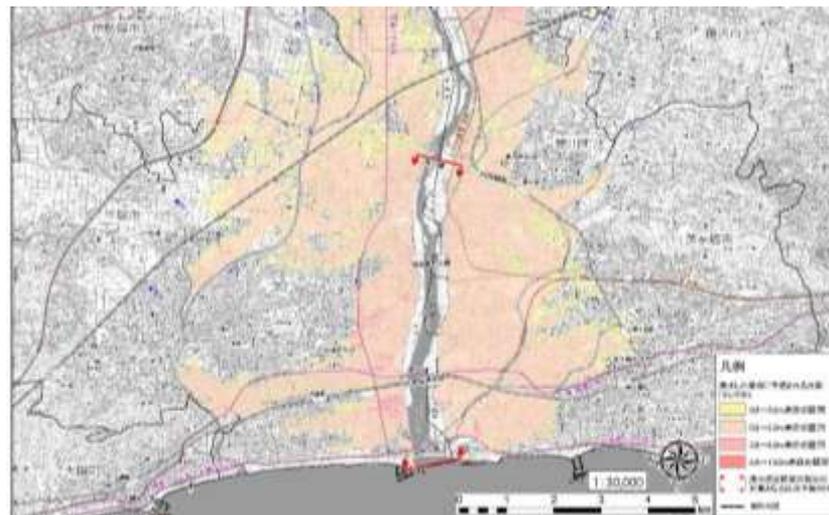
<指定状況>

- ・ 洪水予報河川：相模川
- ・ 水位周知河川：小出川、千の川（県管理区間）
- ・ 水位周知下水道：指定なし
- ・ 水位周知海岸：指定なし

ア 水防法等の改正(平成27年)に伴う修正

○想定最大規模の洪水等に係る浸水想定区域の指定

想定最大規模の洪水等に係る浸水想定区域の指定状況、相模川の洪水浸水想定区域図等を追加しました。



出典：相模川の洪水浸水想定区域図(合図)(抜粋)
(京浜河川事務所HP、平成29年3月)

(3) 風水害対策計画等の主な修正

ア 水防法等の改正(平成27年)に伴う修正

○想定最大規模による洪水等ハザードマップの作成

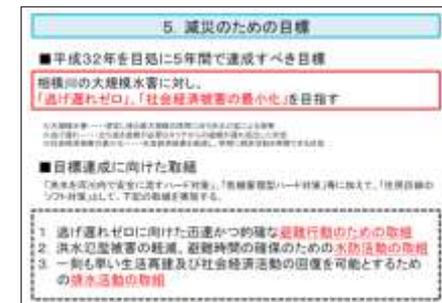
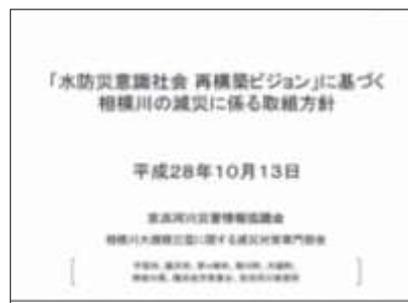
洪水予報の伝達方法、避難施設、避難経路等を周知するための洪水ハザードマップを作成する旨を追加しました。



イ 水防法等の改正(平成29年)に伴う修正

○大規模氾濫減災対策協議会の設置及び取組等

国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議会を設置すること、協議会はハード・ソフト一体となった地策を取組方針としてまとめること、関係機関は取組方針に基づき、取組を推進することを追加しました。



(3) 風水害対策計画等の主な修正

イ 水防法等の改正(平成29年)に伴う修正

○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

要配慮者利用施設の管理者等は、水害等からの避難確保計画を作成すること、国、県、市はそれを支援することを追加しました。



出典：国土交通省HP（水防法・土砂災害防止法改正リーフレットより）

イ 水防法等の改正(平成29年)に伴う修正

○市管理河川における水害リスク情報の周知

市は、住民等の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、管理する河川の氾濫浸水範囲や浸水深等の把握に努めるとともに、把握した情報を水害リスクとして住民に周知することを追加しました。

オ その他風水害対策計画に係る修正

○ホットラインの体制整備

市による避難勧告等の発令に際し、災害に関する情報等の助言を行うため、国や県と市の緊急連絡体制を整備することを追加しました。

オ その他風水害対策計画に係る修正

○共同点検による水防活動、避難行動の推進

国、県、市、防災関係機関、自主防災組織等で洪水予報河川、水位周知河川の重要水防個所等の共同点検を行うことを追加しました。



(3) 風水害対策計画等の主な修正

オ その他風水害対策計画に係る修正

○洪水情報のプッシュ型配信

京浜河川事務所による洪水情報の配信（緊急速報メール）を追加しました。



出典：国土交通省HP

オ その他風水害対策計画に係る修正

○水防体制構築の基本的な考え方

○水防体制の見直し

大雨等が予測される場合に気象情報等を収集し、それによる市域への影響や被害等を可能な限り予測することで、災害に対応し得る体制を構築し、効果的に対応すること、その基準を修正、追加しました。

カ 特殊災害対策計画に係る修正

○竜巻被害履歴の追記

○竜巻注意情報の概要

近年の竜巻被害の状況を追加するとともに、竜巻注意情報の発表例を修正しました。



出典：気象庁リーフレット